

第2部

基本構想



| 第1章 | 基本理念

基本理念

七ヶ浜町のめざすべきまちづくりの基本理念を次のように定めます。
この基本理念は、町民がまちづくりに主体的に参加しながら、相互に尊重し協力し合い、家族や地域のつながりを大切にし、ふるさとの歴史・文化や自然環境を守り愛着を持って、安全安心で健やかに暮らすことをめざす、その実現のための根幹的な考え方となります。



基本方針

第2部

基本構想



安心できるまち



笑顔あふれるまち

青く、波きらめく海。松風清らかに、穂波さざめき、笑顔がゆれるまち。

うみとともに、ひととともに、まちとともに。一步一步、今を歩き、一步一步、未来へ。

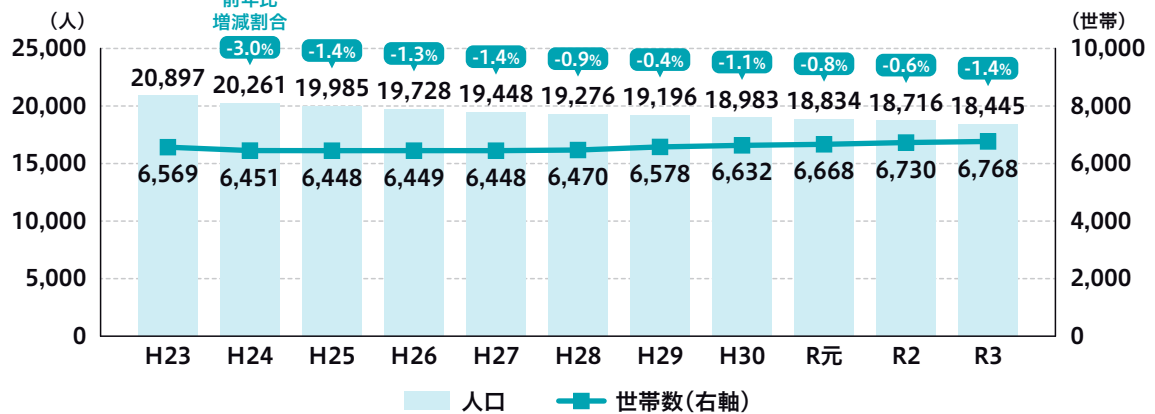
1. 人口などの状況

(1) 人口の推移

平成23年(2011年)以降の人口の推移をみると、10年間で2,452人減少しています。平成24年(2012年)は前年比3.0%減と東日本大震災による影響を受けていますが、以降は0.4%～1.4%の減少幅となっています。



◆人口の推移



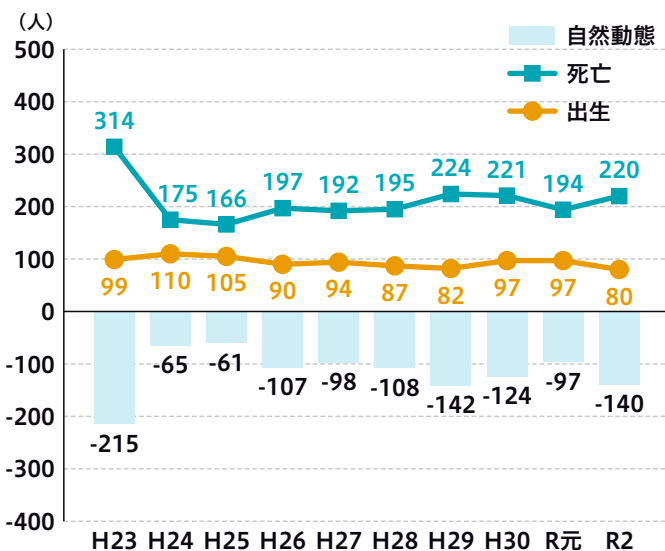
※各年1月1日現在 出典:住民基本台帳

(2) 自然動態

自然動態はその年の「出生数」と「死亡数」の差となります。本町の自然動態は減少で推移しており、出生数は80人から110人、死亡数は166人から314人で推移しています。



◆自然動態の推移

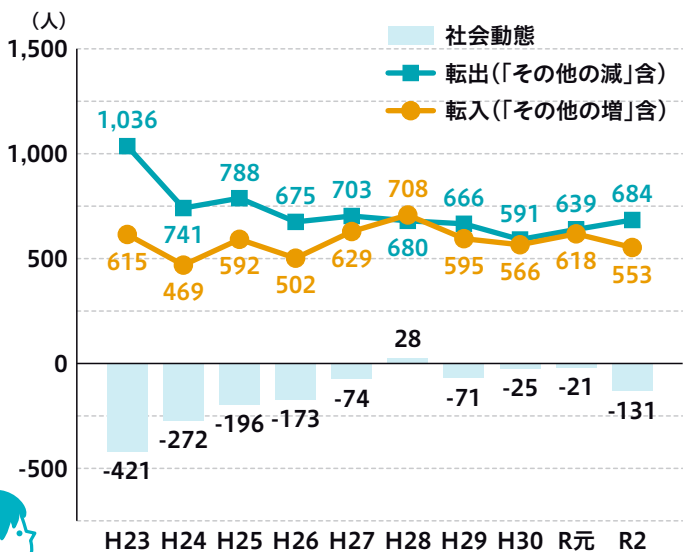


※各年1月から12月 出典:住民基本台帳の届出日基準集計より

(3) 社会動態

社会動態は町外から町内へ異動する「転入」と、町内から町外へ異動する「転出」の差となります。平成28年(2016年)を除き、社会動態は減少しています。特に東日本大震災後の平成23年(2011年)は、転入が615人に対し、転出が1,036人となったことから社会動態が大きく減少しました。転入が469人～708人で推移している一方、転出は平成23年(2011年)を除くと591人～788人で推移しています。

◆社会動態の推移



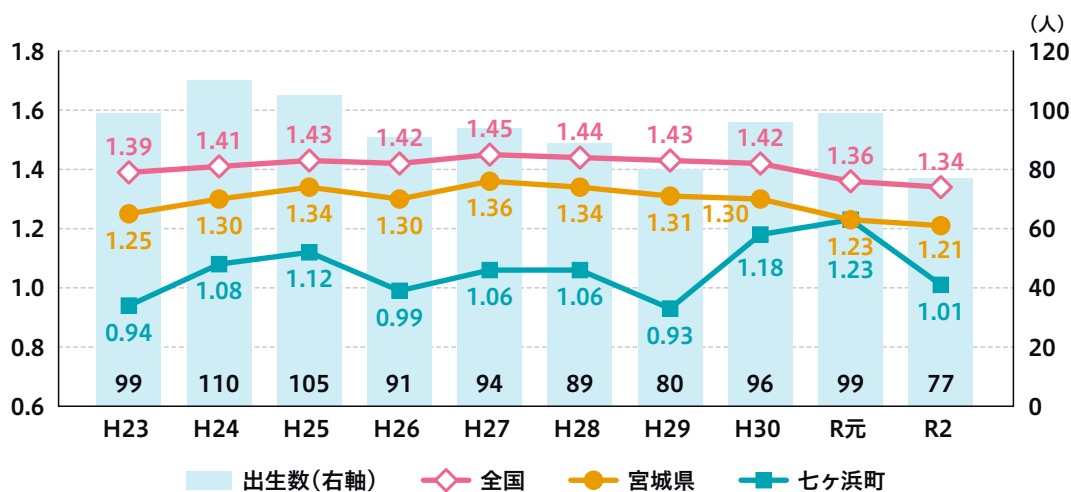
※各年1月から12月 出典:住民基本台帳の届出日基準集計より



(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数です。本町では、出生数は77人から110人、合計特殊出生率は0.93～1.23で推移しています。

◆合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率の計算式について…合計特殊出生率=女性の年齢階級別出生率を各5倍した値の和
(女性の年齢階級別出生数÷年齢階級別女子人口×5)の和

2. 将来人口推計

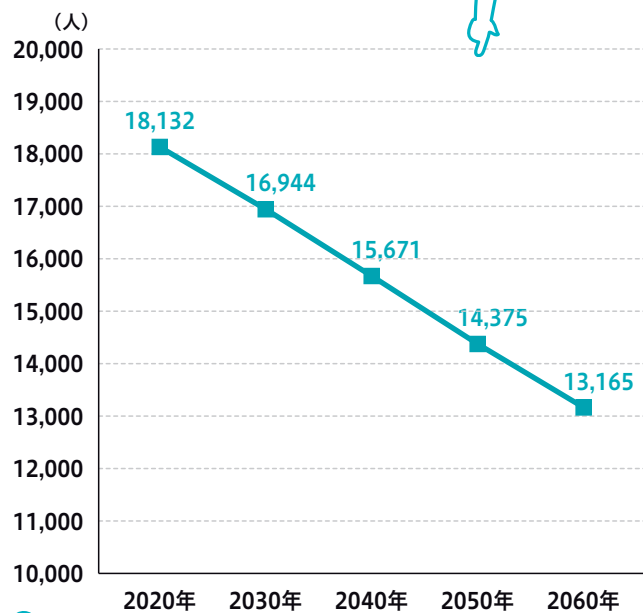
将来人口推計は合計特殊出生率や転入・転出の移動率をもとに将来の人口を推計します。

本町は、自然動態や社会動態が減少傾向にあり、合計特殊出生率の値も低いことから将来の人口は減少することが推計されます。

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に、2020年は令和2年国勢調査の実績値を記載しています。

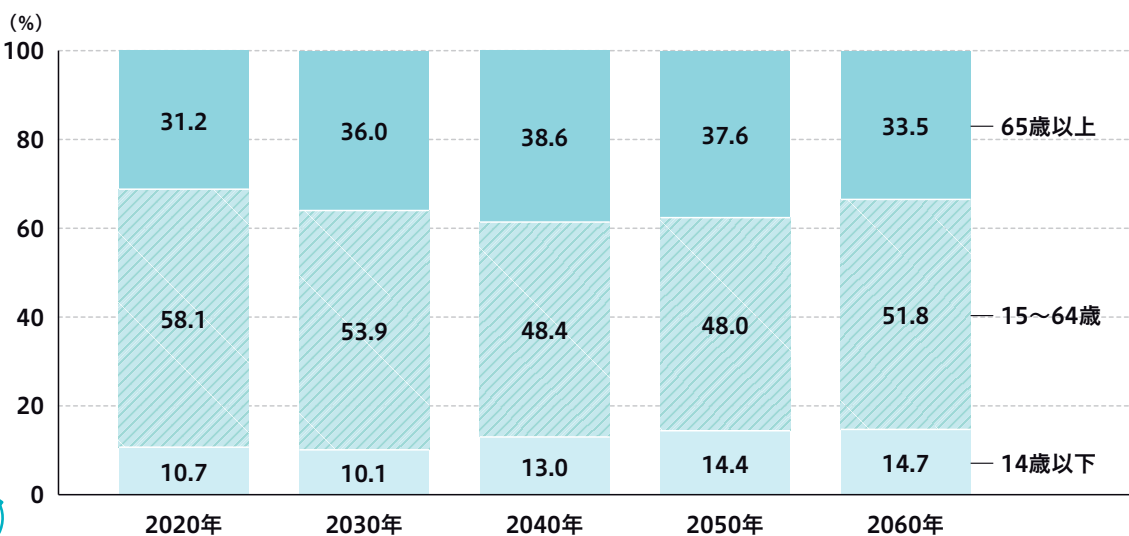
10年後の2030年は17,000人を下回り、20年後の2040年は16,000人、30年後の2050年は15,000人、40年後の2060年は14,000人を下回ると推計されます。本町の人口は40年後の2060年に2020年の約73%をめざします。

◆将来人口推計



※合計特殊出生率が2020年に1.2%、2030年に1.8%、2040年に2.1%となり、さらに社会動態の人口が移動均衡となる場合を算出

◆将来人口の割合



◆年齢区分別の将来人口推計

単位：人	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
総数	18,132	16,944	15,671	14,375	13,165
0～4歳	501	641	692	679	619
5～9歳	646	578	709	691	640
10～14歳	801	501	641	692	679
15～19歳	917	645	578	709	690
20～24歳	770	799	500	639	691
25～29歳	672	914	644	576	707
30～34歳	785	767	796	498	637
35～39歳	934	668	910	641	574
40～44歳	1,118	780	762	792	495
45～49歳	1,323	924	662	902	635
50～54歳	1,288	1,100	768	752	781
55～59歳	1,278	1,290	903	648	884
60～64歳	1,426	1,243	1,064	745	730
65～69歳	1,556	1,211	1,227	862	619
70～74歳	1,433	1,307	1,151	990	694
75～79歳	1,059	1,348	1,067	1,089	765
80～84歳	832	1,115	1,044	941	810
85～89歳	513	674	891	740	755
90歳以上	251	439	662	789	760
年齢不詳 [※]	29	-	-	-	-
14歳以下	1,948	1,720	2,042	2,062	1,938
15-64歳	10,511	9,130	7,587	6,902	6,824
65歳以上	5,644	6,094	6,042	5,411	4,403

※年齢不詳…回答の年齢が不明なもの。

出典：2020年数値については総務省「国勢調査」

1. 町土利用の基本理念

町土は、かけがえのない限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤です。

まちの将来像は、その基盤となる町土の計画的な利用があってはじめて実現できるものであり、長期的な展望に立って、町土利用の基盤を揺ぎないものにすることが重要です。

町土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、住民が安全で快適な生活をおくることができるよう、「安心 笑顔 心いやされるまち」の実現にむけた、総合的、計画的な土地利用を推進することを基本理念とします。

2. 町土利用の基本方針

町土利用にあたっては、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐことができる持続可能な町土管理の実現を図ることとします。

住民の生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤である土地利用を有効に行うためには、自然環境の保全を図り、地域の特性を生かし、本計画をはじめとした各種計画との調整を図りつつ、長期的な展望に立って、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

(1) 町土の有効利用及び土地利用転換の適正化

森林、農用地、宅地などの相互の土地利用の転換については、いったん転換すると元の土地に回復させるのが難しいことから、土地の需要や生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観への影響を踏まえ、慎重な配慮のもとで計画的に進めることが重要です。

宅地などの土地利用については、低未利用地の有効利用を促進し、計画的な市街地の形成を図ります。

農業面での土地利用に関しては、地球温暖化の防止、食料などの自給力向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保に配慮しつつ、生産活動と自然環境を享受する場として、適正な保全を図ります。耕作放棄地については、景観や緑地の保全に留意し、適正な保全・活用に努めます。

(2) 土地利用の質的向上

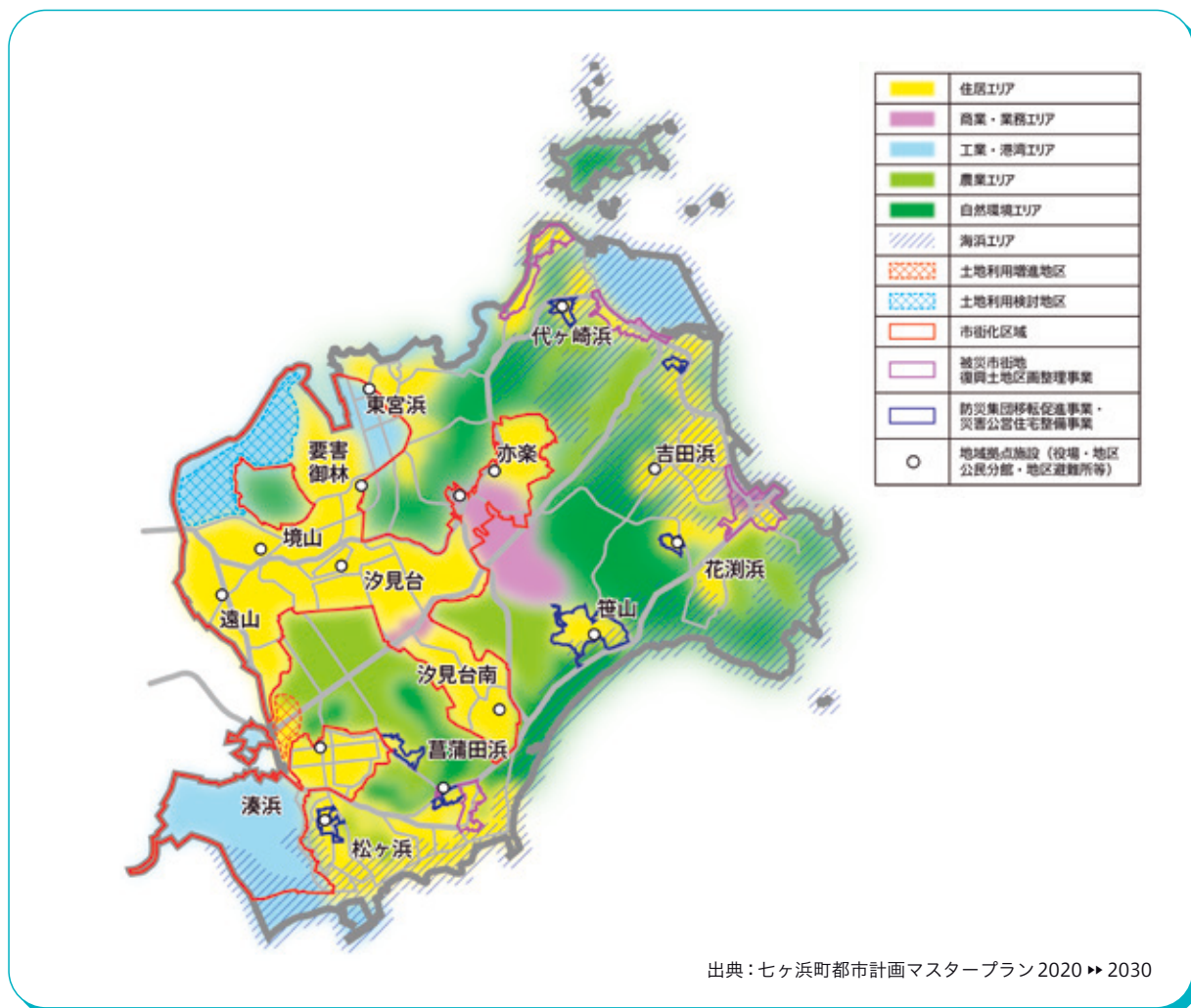
限られた町土資源の利用価値を高めるため、安全性、快適性、文化性の観点から、質的向上を図ります。

安全性については、東日本大震災の復興事業やそれを補完するソフト対策により、安全で安心な防災と減災を推進してきましたが、近年は、気候変動の影響などによる自然災害の頻発化、狂暴化が危惧されているため、最悪の事態を防ぐ国土強韌化*の取り組みも必要になります。

快適性については、自然環境に十分配慮し、都市的機能の向上を図りながら、人と自然、様々な生物が共生できるよう、自然環境の保全に努めます。

また、歴史的文化遺産の保全や地域の自然的・社会的条件を踏まえ良好な景観の保全・形成を図るとともに、安全性、快適性も含め総合的に町土利用の質を高めます。

3. 土地利用の方針図



*国土強韌化(こくどきょうじんか)…大規模自然災害から人命を守り、経済や社会への被害を最小化し致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国づくりを進めていくこと。

SDGsとは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、本町としても取り組んでいくものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本理念

安心 笑顔 心いやされるまち

基本理念を実現するため、8つの基本目標を掲げます。



〔基本目標 1〕 癒^いしの空間を共感するまちづくり

〔基本目標 2〕 活気を創造していくまちづくり



〔基本目標 3〕 健幸^{けんこう}で生きがいを持つまちづくり

〔基本目標 4〕 子どものゆめを応援するまちづくり

〔基本目標 5〕 ひとと地域を笑顔でつなぐまちづくり



〔基本目標 6〕 みんなでつくる安全安心なまちづくり

〔基本目標 7〕 快適に楽しく暮らせるまちづくり

〔基本目標 8〕 共に築く新たなまちづくり

～うみ～

[基本目標 1]

いや 癒しの空間を 共感する まちづくり



本町の美しい景観や恵まれた自然環境は、自慢すべきものであり、最大のポテンシャルとも言えます。町民がこころ豊かに暮らせる、訪れた人々もいやされる、そんな理想的なまちを将来にわたって築いていきます。そのため、人々が本町の良質な環境を共感するためのアクションを展開します。また、町民が関わりながら本町の環境を持続的に管理・保護する活動を構築していきます。

関連するSDGsの項目



～うみ～

[基本目標 2]

活気を 創造していく まちづくり



東日本大震災の復興から、令和3年(2021年)3月で10年という節目を迎え、本町のまちづくりのステージは次の局面を迎えましたが、にぎわいや雇用の創出は、まだまだ可能性を秘めています。

将来において持続可能な農産物・海産物のブランド化を、目に見える成果としてあげていきます。本町の地域資源をいかした活気あふれるまちづくりを新たに展開していきます。

また、レジャー、マリンスポーツ、体験型観光、地域資源の魅力積極的に発信するなど、関係人口の増加による活性化を促進します。

関連するSDGsの項目



～ひと～

[基本目標 3]

健幸で 生きがいを持つ まちづくり



各世代にわたり、だれもが健康で生きがいを持ち幸せに暮らすことができるよう、町民の「健幸*」につながる施策を強化していきます。

本町の健康づくりとして、「攻めの福祉」を新たに展開していきます。生活習慣病予備群の町民に対して運動不足によるからだの変調や、心身の機能低下を防ぐため、町民が前向きに取り組めるような事業を展開していくほか、高齢者に対しては地域の見守りと介護予防の連携強化を図ります。

こころとからだの健康づくりを、町民と地域が日頃からこころがけ、人生100年時代をいきいきと暮らせるような取り組みを創造していきます。

関連するSDGsの項目



～ひと～

[基本目標 4]

子どものゆめを 応援する まちづくり



世界を舞台に活躍できる国際人として育てるような、本町ならではの人材育成を今後も強力に推進し、すべての町民が子どもたちの未来を応援する気風を創りあげていきます。そして、将来的に本町で育った子どもたちや、移住などを検討している町外の方が本町の子どもへの育成方針に共感し、住むことを選んでもらえるようなまちづくりをめざします。

また、子育て支援や教育、生涯学習の充実を図るなど、子どもを育む施策を積極的に展開していきます。

関連するSDGsの項目



* 健幸(けんこう)…まちの取り組みにおいて「だれもが幸せで健やかに人生100年時代をいきいきと暮らしてほしい」という意味の造語のこと。

～ひと～

[基本目標 5]

ひとと地域を 笑顔でつなぐ まちづくり



町民が地域のなかで生活していくうえで、顔の見える関係、こころのつながりを今まで以上に意識し、地域全体がまとまりのある社会をめざしていきます。

また、地域と地域が互いに手を取りながら、新たなコミュニティの関係を築けるよう、町内連携をさらに強化します。

— 関連するSDGsの項目 —



～まち～

[基本目標 6]

みんなで作る 安全安心な まちづくり



近年は、気候変動の影響などによる気象の急激な変化や自然災害の頻発化、狂暴化が心配されています。起きてはならない最悪の事態を防ぐためにも、引き続き国土強^{こくど}韌^{きょうじん}化を進めていきます。

令和4年(2022年)時点において、宮城県沖地震が30年以内に発生する確率は年々高まっています。東日本大震災の復興事業により整備したインフラを活かす防災・減災体制を確実なものとし、危険を感じたら「まず避難する」を念頭に町民主体の防災力をさらに向上させていきます。

新たな感染症に対しては、町内における感染防止のために、これまでの経験を活かすなど体制の強化を図ります。

また、そのような状況で災害が発生しても、町民が安全安心に避難できるような環境整備を推進し、あわせて在宅避難や分散避難といった避難方法の周知や、町民の感染症流行時における防災意識の啓発を行います。

— 関連するSDGsの項目 —



～まち～
[基本目標 7]

快適に 楽しく暮らせる まちづくり



このまちの人々がいきいきとした暮らしを、将来において持続するための生活環境をさらに充実していきます。

公共交通のほか、民営の移動手段との共存、調和を図りながら、町民の利便性や外出意欲の向上をめざします。

関連するSDGsの項目



～まち～
[基本目標 8]

共に築く 新たな まちづくり



「ひと」と「まち」が地域の課題を一つひとつ解決し、町民と行政との信頼関係を基礎としたまちづくりを推進します。

人口減少社会の現実に向き合うためにも、行政のサービスや手続きのデジタル化に取り組むなど、効果的で効率的な行政経営を進めていきます。

また、行政の対応だけでは困難な課題解決に向け、民間活力を活用しながら官民連携事業を促進し、財政負担の縮減や町民のサービス向上、創造的なまちづくりをめざします。

本町が持続可能な地域であるためにも、SDGsを推進します。

関連するSDGsの項目



